

平成19年7月13日
消 防 庁

「救急業務高度化推進検討会」の発足

救急車の出場件数は高齢化の進展等に伴い急増しており、平成17年中には約528万件に達し、ここ10年間で6割ほど伸びています。

こうした救急需要の急増によって、救急車の現場到着所要時間が遅れる傾向にあり、救命効果の向上を図るためには、救急業務の更なる高度化を図る必要があります。

特に近年、救急救命士が行う救急救命処置の範囲が拡大される中で、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制^(注1)の充実強化が不可欠となっています。

また、救急需要が急増する中で、真に緊急を要する傷病者の対応が遅れることのないよう、消防庁では、平成17年度に「救急需要対策に関する検討会」、平成18年度には「救急業務におけるトリアージに関する検討会」を開催し検討を進めてきましたが、緊急度・重症度が高い救急事案に対してより迅速な対応が可能となるよう、トリアージ^(注2)に関しては引き続き検討を行い運用体制を確立する必要があると提案されました。

このことから、消防庁では、これらの事項を含め、救急業務の高度化に関する諸問題を検討するため、標記検討会を開催することといたしましたのでお知らせいたします。

注1 メディカルコントロール体制： 救急隊員が行う応急処置等の質を医学的観点から保障するため、地域の医師、消防機関、行政機関等により、救急活動に対する医師の指示、指導・助言、救急救命士等が行った処置に対する事後検証、救急救命士等に対する再教育が行われる体制

注2 トリアージ： 傷病者を緊急度・重症度によって選別すること

1 第1回検討会の内容

- ① 「救急業務におけるトリアージに関する検討会」報告書について
- ② 「全国メディカルコントロール協議会連絡会」発足について
- ③ 今年度の検討内容について

2 日時等

平成19年7月19日（木）に第1回を開催します。

（連絡先）

消防庁救急企画室

担当：荒木専門官、佐藤（幸）事務官

電話：03-5253-7529

FAX：03-5253-7539

救急業務高度化推進検討会開催要綱

(開催)

第1条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務高度化推進検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目的)

第2条 救急救命士等による新たな救急業務の運用等救急業務の高度化の推進に伴い、対応が必要な諸問題についての研究・検討を行い、救命効果の向上を目的とする。

(検討会)

第3条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、構成員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

(作業部会)

第4条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、平成20年3月までとするが延長を妨げないものとする。

(庶務)

第6条 検討会に係る庶務は、救急企画室が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他作業部会に関し必要事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成19年6月14日から施行する。

救急業務高度化推進検討会 委員

(五十音順・敬称略)

- | | |
|---------|---------------------|
| 石 井 正 三 | (日本医師会常任理事) |
| 大 泉 淳 一 | (消防庁救急企画室長) |
| 奥 田 善 治 | (京都市消防局安全救急部長) |
| 川 手 晃 | (救急振興財団副理事長) |
| 坂 本 哲 也 | (帝京大学医学部救命救急センター教授) |
| 佐 藤 敏 信 | (厚生労働省医政局指導課長) |
| 島 崎 修 次 | (杏林大学医学部救急医学教授) |
| 鈴 木 英 昭 | (札幌市消防局警防部長) |
| 高 橋 規 夫 | (横浜市安全管理局警防部長) |
| 中 川 和 之 | (時事通信社編集委員) |
| 野 口 英 一 | (東京消防庁救急部長) |
| 樋 口 範 雄 | (東京大学法学部教授) |
| 南 砂 | (読売新聞東京本社編集委員) |
| 山 本 保 博 | (日本医科大学救急医学主任教授) |
| 米 村 滋 人 | (東北大学大学院法学研究科准教授) |